

下呂市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年度財政援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年4月2日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成 29 年度 財政援助団体等に関する監査 指摘事項に伴う措置状況

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市まるかりの里】

1 指定管理料の精算義務規定について (久野川管理組合)		担当課：農林部 農務課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>当施設の管理運営には、指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制（一部）が導入されています。利用料金制は、経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながることになりますが、基本協定第 27 条には、収入および支出の実績に応じた指定管理料の精算について規定されています。</p> <p>当施設において、この規定による指定管理料の精算は行われていませんが、業務の不履行など特別の事情がある場合は別として、もし利用者の増加や経費節減等の経営努力によって生じた余剰分まで精算されることになれば、利用料金制を採用した趣旨と相反することになると考えられることから、この指定管理料の精算義務規定は疑問が残るところです。協定更新時に同規定の見直しについて検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>まるかりの里を管理する久野川管理組合と協議し次回の協定更新時に見直します。</p>	

2 今後の運営について		担当課：農林部 農務課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>当施設の設置目的は、農林漁業者・集落在住者の所得及び就業機会の確保や、地場産農林魚産物の消費拡大、都市住民との交流によって地域の活性化を図ることとされ、指定管理者と市で組織する同施設の運営管理会では、同施設を地域づくりの拠点として位置づけ、運営について協議し経営努力されていることは評価するところです。</p> <p>地域づくりを進めるには、その地域にしかない自然、文化、伝統などを大切にし、それらを活かすことが重要と思われまます。このことについて、例えば、現在 27 品目ある県の「美濃飛騨伝統野菜」として、当市では「南飛騨富士柿」とともに当地区の「久野川かぶら」が認定されていますが、生産に限度があるためか広くは知られていません。しかし、特産品として顕在化していなくても、それを誇りとする意識啓発を図ることは重要と考えます。他にもたくさんある地域が持つ潜在力を引き出すために、指定管理者が地域ぐ</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>久野川地域で農地の荒廃防止に取り組む体制づくりを模索しているところから、まるかりの里の管理運営と絡め、色々なアイデアを捻り出しながら地域一体で取り組める仕組みづくりを地域と話し合いながら進めます。</p>	

るみで組織されているという強みを発揮されることと、行政、地域おこし協力隊、民間などが持つ多様な知恵、ノウハウの一層の活用が図られることを要望するとともに、当施設を核とした取り組みが、地方創生のモデルになるよう期待します。

なお、「久野川かぶら」について、昭和47年発行の「下呂町上原誌」に記載があり、漬物としてその風味を賞した上で、今でいう地域ブランドとして企業化することの有望性についても言及していることを付言しておきます。

◎補助団体 【施設名 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯】

1 業務計画書等の提出について (小坂町商工会)		担当課：小坂振興事務所 小坂地域振興課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>基本協定第21条によれば、指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに業務計画書及び経費見積書を提出し、市はこれを確認することになっていますが、業務計画書及び経費見積書は提出されていませんでした。</p> <p>業務計画書及び経費見積書は、事業開始前に、当該年度の具体的な業務内容を確認する重要な資料であり、年度協定で定める指定管理料の積算根拠となることから、市は指定管理者に提出を求め、適正な業務の執行計画と指定管理料の積算根拠の妥当性を確認する必要があります。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>ご指摘の基本協定第21条による業務計画書及び経費見積書の市への提出並びに確認について、指定管理者から提出いただき、適正な業務の執行計画と指定管理料の積算根拠の妥当性を確認します。</p>	
2 指定管理料の精算義務規定について		担当課：小坂振興事務所 小坂地域振興課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>当施設の管理運営には、指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制（一部）が導入されています。利用料金制は、経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながることになりますが、基本協定第27条には、収入および支出の実績に応じた指定管理料の精算について規定されています。</p> <p>当施設において、この規定による指定管理料の精算は行われていませんが、業務の不履行など特別の事情がある場合は別として、もし利用者の増加や経費節減等の経営努力によって生じた余剰分まで精算されることになれば、利用料金制を採用した趣旨と相反することになると考えられることから、この指定管理料の精算義務規定は疑問が残るところです。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>指定管理者と基本協定第27条の規定による指定管理料の精算規定について協議を行い、基本協定から削除するよう対応しました。</p>	

◎補助団体 【団体名 飛騨小坂観光協会】

1 負担金の額について		担当課：観光商工部 観光課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>負担金の対象となる事業費の決算額を上回る市の負担金が支出されています。このことについては、平成29年11月の行政監査結果報告（負担金・補助金に関する事務）の中で、同様の事例について指摘したところですが、対象事業費の総額を上回る負担金の支出は不適切と言わざるを得ません。</p> <p>なお、当該負担金は、債務の履行期が未到来で、債務金額が確定していないことにより概算払で支払われ、その後、事業の不実施や事業費の変更が行われていますが、これに伴い必要となる精算が行われていません。適正な事務処理を行ってください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>飛騨小坂観光協会は自主財源による事業がなく、全事業を負担金により実施しているため繰越金の発生は不適切であり、同協会事務局に対する指導を行いました。</p> <p>なお、概算払いに伴う負担金の精算については、平成31年度から、他の観光協会への事業費負担金を含め統一した見解を示し、適切な対応ができるよう内部協議していきます。</p>	

2 補助対象経費と補助率について		担当課：観光商工部 観光課
監 査 意 見	措 置 状 況	
<p>当該補助金は、下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱で、補助対象経費については「観光協会の経常的な活動に要する経費」とし、補助率又は補助額については、「市長が認めた額」と規定されています。実績報告書には、観光協会総会議案書の決算書（写し）が添付されているのみで、補助対象経費について詳細な内訳を把握することができません。また、補助率については、実際は2分の1以内として運用していますが、交付要綱には明確な補助率は規定されていません。これらのことについて改善されるよう検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>これまで実績報告書には決算書案写しを添付していましたが、飛騨小坂観光協会の支出明細データによって、履行確認を行うとともに決算書についても対象経費を把握することができるものに改めます。</p> <p>補助率の明確化については、平成31年度からの適用をめざし、他の観光協会運営補助金を含め統一した見解を示し、適切な対応ができるよう内部協議していきます。</p>	

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>市には5つの観光協会があり、そのうち飛騨小坂観光協会を含め4つの観光協会は任意団体となっていますが、近年、地域における観光協会が果たす役割は、観光事業者の利益向上のみならず、地域経済の活性化や雇用の創出など大きなものとなっています。飛騨小坂観光協会では、「滝」「炭酸泉」「ジオツーリズム」などを資源として、特に地域経済活性化に効果があるといわれる様々な着地型観光に取り組まれています。事務局職員は1名で、その勤務態様は、事務からネイチャーガイドまで幅広く、事業運営に苦勞されている様子が窺えました。観光協会には、組織を持続させるための独自財源の確保や、補助金等への依存体質からの脱却が求められるところですが、そのためには、専従体制の整備や人材の確保、育成が重要と考えます。</p> <p>補助金については、地方自治法第232条の2で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されています。公益上必要か否かの認定には全くの自由裁量があるわけではありませんが、このことを踏まえ、観光地域づくりは、「人づくり」が原点であるとの観点から、他の観光協会も含め、人材の確保、育成に係る支援に注力されるよう要望します。なお、厳しい財政状況であることを認識し、補助金の公平性に配慮しながら事業の「選択と集中」によって、補助金を効果的に運用されるよう、あわせて要望します。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>観光協会のあり方は、観光だけでなく地域の問題でもあるため、振興事務所を含め、現在、積極的に進められている下呂市DMO委員会、エコツーリズム構想の中で、人材育成、モニタリング調査、財源確保ができる仕組みづくりを引き続き継続、強化していきます。また、5地域の観光協会で重複する業務等について合理化を図るとともに、観光協会の人材の確保、育成にかかる補助金について、事業の精査を行いながら財源捻出についての検討を進めます。</p>